

## 土地収用制度活用推進要綱

### 第1章 趣旨等

第1条 この要綱は、公共用地の任意取得が困難な事業等について土地収用制度を積極的に活用するための手続等必要な事項を定め、公共用地の円滑な取得を推進することにより、公共事業の着実な実施と県土の適正かつ合理的な利用を図り、生活者の視点に立った社会基盤の整備を進め、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを目指すものである。

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土地収用(第1条関係)

公共の利益となる事業の用に供するため、土地の所有権及びその他の権利をその権利者の意思に関わらず、土地収用法(以下「法」という。)に定める手続によって国又は県が強制的に取得することをいう。県が行う主な手続としては、国土交通大臣への事業認定申請及び収用委員会への裁決申請がある。

(2) 事業課長(第3条関係)

事業用地の取得又は使用を伴う地域機関所管事業に関する事務を所掌する本庁の課長をいう。

(3) 事業認定申請単位(第3条関係)

公益性を発揮できる最小の事業区域をいう。ただし、都市計画法第59条第2項の認可を受けて施行する事業にあつては、その事業地をいう。

(4) 関係人(第3条関係)

用地取得に伴い、通常、起業者との補償契約を要する土地所有権以外の権利を有する者(借地人、借家人等)をいう。

(5) 地権者(第3条、第5条関係)

土地所有者及び関係人をいう。

(6) 用地取得率(第3条関係)

地権者全体数に対する契約済みの地権者数の割合をいう。

(7) 用地交渉開始(第3条関係)

土地所有者又は関係人に補償額を提示して土地の買取等を申し出ることをいう。ただし、土地等の調査や用地交渉に応じない者については応じない旨の意思を確認した時点を、権利者不明等により用地交渉が不能の場合はその事実を確認した時点を用地交渉開始とみなす。

(8) 事業認定申請図書等(第6条、第8条関係)

法第18条の規定による事業認定申請書及び添附書類並びにこれに関連する参考資料をいう。

(9) 裁決申請図書等(第6条、第8条関係)

法第40条の規定による収用又は使用の裁決の申請書、法第47条の3に規定する明渡裁決の申立書及び添附書類並びにこれに関連する参考資料をいう。

## 第2章 適用基準

第3条 法第3条に該当する県土整備部所管の事業が次の各号(以下「適用基準」という。)いずれかに該当することとなったときは、当該事業を所管する事務所長(以下「所長」という。)は、土地収用に移行することについて、速やかに事業課長及び用地課長に協議するものとする。

- (1) 事業認定申請単位における用地取得率が80%に達したとき。
- (2) 事業認定申請単位において、すべての地権者との用地交渉開始から3年が経過したとき。
- (3) 前二号に該当しない場合であっても、地権者の状況、関連事業の進捗状況及び当該事業の供用開始時期等から早期に用地取得が必要と所長が判断したとき。

## 第3章 土地収用制度の活用手続

第4条 所長は、前条に該当する事業について事業課長又は用地課長から事業及び用地取得に関する資料(位置図、平面図、標準横断面図、道路網図、都市計画図、残件調書等)を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

第5条 第3条の協議においては、事業の進捗状況、事業の完成期限、用地の取得状況、未取得用地の状況及び地権者との交渉経過並びに土地収用以外の公益性確保方法等を総合的に勘案して、土地収用手続への移行について検討を行うものとする。

また、必要に応じて国土交通省関東地方整備局に意見を求め、検討に必要な情報の提供を受けるものとする。

第6条 前条の協議結果に基づき、事業課長及び所長(以下「事業課所長」という。)が事業認定申請図書等又は裁決申請図書等を作成しようとするときは、事業課長及び用地課長は、県土整備部長の了承を得るものとする。

第7条 用地課長は、事業課所長が事業認定申請に必要な事務を開始できるよう指導援助する。また、用地課長は、事業課所長が裁決申請に必要な事務を開始できるよう指導援助する。

第8条 用地課長は事業認定申請に必要な指導援助を行い、事業課所長は事業認定申請図書等を作成するものとする。また、用地課長は裁決申請に必要な指導援助を行い、事業課所長は裁決申請図書等を作成するものとする。

## 第4章 適用基準該当事業の調査等

第9条 用地課長は、県土整備部所管事業の実態について第3条の適用基準に基づき適宜調査を行い、用地の取得状況、工事の進捗状況、その他の実態の把握に努めるものとする。

第 10 条 前条の調査に基づき、適用基準に該当すると認められる事業については、用地課長は所長に対し第 3 条の協議をするよう依頼するものとする。

第 11 条 所長は前条の依頼があったときは、協議をしなければならない。

#### 第 5 章 県土整備部以外の部局所管事業への対応

第 12 条 法第 3 条に該当する事業のうち、県土整備部以外の部局所管にかかるものについては、当該事業を所管する課所長の申出に基づき用地課長は、第 4 条から第 8 条に規定する手続を準用し、これに対応するものとする。

附則

この要綱は平成 4 年 4 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。